

長崎南部地域森林計画変更計画書

(長崎南部森林計画区)

計画期間

自	令和 3 年 4 月 1 日
至	令和 13 年 3 月 31 日

令和 6 年 12 月 20 日



長 崎 県

長崎南部森林計画区

○計画期間

自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

令和4年12月28日に樹立した長崎北部地域森林計画の次の事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき計画を変更する。

○変更の理由

- （1）「森林の立木竹の伐採に関する事項」「造林に関する事項」「森林の土地の保全に関する事項」については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（令和6年3月28日5林整計第853号）の改正によるもの。
- （2）「林道の開設及び拡張に関する計画」については、自然条件や森林整備計画等の見直しによるもの。
- （3）「保安林の整備及び治山事業に関する計画」については、治山事業箇所の緊急度及び公益的機能の確保、土地所有者の意向等によるもの。

○変更内容

別紙のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

以下、略

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区 分	樹 種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、 その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、 その他有用広葉樹

また、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石切取、盛土等、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとし、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、その実施地区の選定を行うものとする。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに必要に応じて、法面の保護のための法面緑化工、土留工等の施設の設置及び排水施設等を設けるものとし、その他の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

また、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守等の厳正な運用を行うものとする。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

イ 市町村別明細表

(単位 延長：km 面積：ha)

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 及 箇 所	長 び 数	利 用 区 域 積 面	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道			総 数	17 箇線	27.8		5 箇線 8.1		
"	"			県央振興局 管内	14 箇線	24.8		3 箇線 6.1		
"	"		長 崎 市	計	3 箇線	9.6		1 箇線 2.9		
"	"	林業専用道	"	芒 塚		3.7	100		2	
"	"	林業専用道	"	矢 筈		3.0	106		4	
"	"	林道	"	内 藪		2.9	74	○	93	
"	"		諫 早 市	計	6 箇線	11.1		1 箇線 2.0		
"	"	林業専用道	"	平 成 高 岩		3.5	56		5	
"	"	林道	"	丸 尾 2 号		2.0	55	○	6	
"	"	林業専用道	"	平 田		1.5	115		7	
"	"	林業専用道	"	折 尾		1.4	30		8	
"	"	林業専用道	"	広 川 良		1.5	35		9	
"	"	林業専用道	"	又 木 林		1.2	25		10	
"	"		西 海 市	計	5 箇線	4.1		1 箇線 1.2		
"	"	林業専用道	"	東 岳		0.9	37		11	
"	"	林業専用道	"	綿 打		1.0	50		12	
"	"	林業専用道	"	瀬 戸 山		0.6	50		13	
"	"	林業専用道	"	横 尾		0.4	70		14	
"	"	林業専用道	"	中 浦 南		1.2	40	○	16	
"	"			島原振興局 管内	3 箇線	3.0		2 箇線 2.0		
"	"		雲 仙 市	計	3 箇線	3.0		2 箇線 2.0		
"	"	林業専用道	"	吾妻牧ノ内 仁		1.0	31	○	96	
"	"	林業専用道	"	本川内線		1.0	36	○	98	
"	"	林業専用道	"	野田道2号		1.0	35		99	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
保安林総数(実面積)	19,659	19,601	
水源涵養のための保安林	7,650	7,641	
災害防備のための保安林	9,410	9,361	
保健、風致の保存等のための保安林	2,599	2,599	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定解除別	種類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域 (林 班)	ha	うち前半5年分		
指	総 数			759	270		
	水源涵養	西海市	多以良外郷 (4012, 4021)	3	3	水源のかん養	
指	災害防備		計	3	3		
		長崎市	黒崎牧野 (6036)	7	7	水源のかん養・土砂の流出の防備	
指			長浦町 (7027)	7	7	"	
			戸根町 (7040)	5	5	"	
指			神浦 (6035, 6037, 6048, 6011, 6012, 6014, 6016)	35	35	土砂の流出の防備	
			神浦 (6035, 6037)	20		水源のかん養・土砂の流出の防備	
指			式見 (109, 110, 111)	32		土砂の流出の防備	
			大木場 (237)	10		土砂の崩壊の防備	
指			多以良 (228)	15		土砂の流出の防備	
			川原 (5001)	12		"	
指			上黒崎 (6038, 6040, 6041)	69		干 害 の 防 備	
			千々町 (2, 5, 9)	51	51	土砂の流出の防備	
指			城山台 (248)	2	2	"	
			三川 (238)	1		"	
指			虹ヶ丘町 (255)	0	0	"	
			宮摺町 (16)	10	10	"	
指			宮摺町 (17)	16	16	"	
			目代 (68)	6	6	水源のかん養・土砂の流出の防備	
指			土師野尾 (26, 27, 28, 44)	25	25	土砂の流出の防備	
			土師野尾 (26, 27, 28)	15	10	"	
指			御手水観音 (120)	15		"	
			富川 (86)	13		土砂の流出の防備	
指			大場町 (121)	87		干 害 の 防 備	
			長野 (8~11)	20		土砂の流出の防備	
指			目代 (66)	30		"	
			経塚 (3013)	10		"	
指			上木裏 (5002)	17		"	
			里 (3002)	2		"	
指			小長井町古場 (5038)	0	0	土砂の流出の防備	
			城田 (15)	14	14	土砂の流出の防備	
指			菅無田 (16)	10		"	
			菅無田 (16)	20		"	
指			大原 (5)	17		土砂の流出の防備	
			大里町 (36, 37)	25		"	
指			原町 (23)	3	3	土砂の崩壊の防備	
			中岳町 (6)	9	9	土砂の流出の防備	
指			荒瀬町 (24)	2	2	土砂の崩壊の防備	
			陰平 (39)	10		土砂の流出の防備	
指			中岳町 (8)	4	4	"	
			西彼町 (3, 25, 39)	9	9	水源のかん養・土砂の流出の防備	
指			雪浦 (4030, 4067, 4077, 4078)	22	22	土砂の流出の防備	
			雪浦幸物郷 (4085)	1	1	"	
指			平山 (17)	15		"	
			八木原 (30)	14		"	
指			大串 (24~26)	20		干 害 の 防 備	
			多以良外郷 (4012)	9	9	土砂の流出の防備	
指			小迎 (39)	1	1	"	
			大瀬戸町瀬戸福島郷 (4023)	0	0	"	
指			大瀬戸町雪浦河通郷 (4062)	0	0	"	

指定 解除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積 ha	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域 (林 班)				
指 定	災 害 防 備	雲 仙 市	目附石 (5014)	1	1	土 砂 の 崩 壊 の 防 備	
			白新田 (4007)	1	1	"	
			小地獄 (5019)	1	1	土 砂 の 流 出 の 防 備	
			古湯 (5017, 5018)	1	1	"	
		南 島 原 市	貝瀬 (1004)	0	0	土 砂 の 崩 壊 の 防 備	
			岩下 (2010)	0	0	"	
			内野 (7003)	1	1	土 砂 の 流 出 の 防 備	
			与茂作 (1005)	1	1	"	
		長 与 町	堀切 (3011)	2	2	"	
			丸田郷 (9)	2	2	土 砂 の 流 出 の 防 備	
		時 津 町	岡郷 (5)	4	4	土 砂 の 流 出 の 防 備	
			丸田郷・嬉里郷 (9)	3	3	土 砂 の 崩 壊 の 防 備	
			左底郷 (10)	1	1	土 砂 の 崩 壊 の 防 備	
	西時津郷 (1)	1	1	"			
	計	756	267				
	総 数		23	23			
解 除	水 源 涵 養	長 崎 市	高浜町 (4009, 4010)	1	1	指 定 理 由 の 消 滅	
			上黒崎町 (6035, 6037)	1	1	"	
			本河内3丁目 (214)	1	1	"	
		諫 早 市	白木峰町 (104~107)	1	1	"	
			富川町 (103)	0	0	"	
		西 海 市	西海町中浦南郷 (1057)	1	1	道 路 建 設	
	西海町中浦北郷 (1046)		1	1	"		
		計	6	6			
	災 害 防 備	長 崎 市	竿浦町 (158)	1	1	指 定 理 由 の 消 滅	
			平戸小屋町 (244)	1	1	"	
			現川町 (77)	1	1	"	
			星取1丁目 (177)	1	1	"	
			白木町 (217)	1	1	"	
			琴海戸根原町 (7030)	1	1	"	
			中里町 (99, 100)	1	1	"	
			脇岬町 (4025)	1	1	"	
			立山五丁目 (199)	1	1	"	
		茂木町 (25)	0	0	"		
		諫 早 市	本野町 (94, 95)	1	1	"	
			小長井町川内 (5034)	1	1	"	
			富川町 (103)	0	0	"	
			湯野尾町 (89)	1	1	"	
		長 与 町	富川町 (103)	0	0	"	
平木場郷 (17)			1	1	"		
時 津 町		西時津 (1)	0	0	"		
雲 仙 市	国見町神代戊 (1)	0	0	"			
	国見町神代丙 (3)	0	0	"			
	小浜町富津 (3)	0	0	"			
	吾妻町木場名 (1)	1	1	"			
	吾妻町平江名 (2)	1	1	"			
	計	15	15				
保 健、風 致 の 保 存 等	長 崎 市	琴海戸根町 (7040)	1	1	指 定 理 由 の 消 滅		
		立山五丁目 (199)	1	1	"		
		茂木町 (25)	0	0	"		
	計	2	2				

注：1 前期は令和3年度～令和7年度、後期は令和8年度～令和12年度である。

2 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 (3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在		治山事業 施行 地区 数	うち前半5年分	主 な 工 種	林 班
市町村	区域				
長崎市	宗津	1	1	溪間工	5, 6, 7, 9
	布巻	1	1	溪間工	5019
	城山台	1	1	溪間工	248
	西泊	1	1	山腹工	239
	三川	1	1	溪間工・山腹工	238
	山明	1	1	溪間工・山腹工	4008
	古里	1	1	溪間工	4010
	宮摺	1	1	溪間工	16, 17
	虹ヶ丘	1	1	山腹工	255
	茂木	1	1	山腹工	25
	赤松	1	1	山腹工	75
	昭和町	1	1	溪間工・山腹工	265
	その他後期	2			
諫早市	善住寺	1	1	山腹工	4040
	里	1	1	山腹工	3002
	その他後期	1			
大村市	中岳	1	1	溪間工	8
	炭小屋	1	1	溪間工	5
	溝陸	1	1	山腹工	44
	原町	1	1	山腹工	23
	久良原	2	2	溪間工・山腹工	6
	荒瀬	1	1	山腹工	24
	古松	1	1	山腹工	37
	五太郎	1	1	溪間工・山腹工	7, 18
その他後期	1				
西海市	奥浦	3	3	地すべり	4070, 4072, 4073
	本郷今泊	1	1	山腹工	3002
	端ノ谷	1	1	溪間工	4053
	寺島	1	1	山腹工	2008
	木場	3	3	森林整備	1001, 1007, 1010
	松島	1	1	山腹工	4045
	宮の浦	1	1	山腹工	2003
	江ノ島	1	1	森林整備	3003
	福島	1	1	山腹工	4023
	本郷	1	1	山腹工	3002
	面高	1	1	山腹工	1025
	雪浦	1	1	地すべり	4051
	長谷	1	1	山腹工	2012
	大島	1	1	山腹工	2012
	馬込	1	1	山腹工	2004
	繁山	1	1	山腹工	4019
	百合ヶ丘	1	1	溪間工	2005
その他後期	1				
長与町	大迫	1	1	山腹工	5
	丸田谷	2	2	山腹工	9
	南田川内	1	1	山腹工	9
	その他後期	1			
時津町	坂口	1	1	山腹工	10
	田下	1	1	山腹工	1
	その他後期	1			
県央地区計		57	50		

森林の所在		治山事業 施行 地区 数	うち前半5年分	主 な 工 種	林 班
市町村	区域				
島原市	雲仙	1	1	溪間工	18
	湊島	1	1	防潮工	15
	その他後期	0			
雲仙市	木津	1	1	山腹工	5003
	飛子	1	1	山腹工	5022
	中ノ場	1	1	山腹工	6022
	平山	1	1	溪間工	5012
	大迫	1	1	山腹工	4001, 4002
	刈水	1	1	山腹工	5009
	湯の崎	1	1	山腹工	5009
	飯岳	1	1	溪間工	4009
	古湯	1	1	山腹工	017
	小地獄	1	1	溪間工・山腹工	019
	目附石	1	1	山腹工	5014
	白新田	1	1	山腹工	4007
	尾茂田	1	1	森林整備	016
	松原	1	1	森林整備	016
	桂迫	1	1	山腹工	007
その他後期	5				
南島原市	与茂作	1	1	山腹工	1005
	貝瀬	1	1	山腹工	1004
	岩戸	1	1	山腹工	20
	田平	1	1	山腹工	3008
	内野	1	1	溪間工	7003
	砥石川	1	1	山腹工	1012
	東宮	1	1	山腹工	19
	大抜	1	1	地すべり	1006
	山の寺	1	1	溪間工	7004
	掘切	1	1	溪間工・山腹工	011
	岩下	1	1	山腹工	2010
	権田	1	1	山腹工	005
	白浜	1	1	森林整備	1001
その他後期	7				
島原地区計		42	30		
合 計		99	80		